

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

(1) 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

特に、医療扶助費については、生活保護費全体の約半分を占める状況にあり、今後も増加が見込まれることから、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、都市自治体の意見を十分に踏まえ、医療保険制度全体のあり方を含め、その適正化について検討すること。

また、制度の見直しに当たっては、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

なお、高齢者の受給者が増加しつつある実態を踏まえ、年金制度等の社会保障制度全般について検証し、制度の見直しを図ること。

(2) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

また、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

(3) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

(4) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有条件を緩和すること。

(5) 生活保護費の障害者加算の認定に当たって、精神障害者に係る障害基礎年金の受給権の有無による不均衡が生じないよう制度を改めること。

(6) 生活保護受給者が成年後見制度を利用する場合、その後見人への報酬について財政措置を講じること。

(7) 冷房器具の購入に要する費用について、すべての被保護世帯が支給対象となるよう制度を改めること。

また、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、夏季の冷房器具使用に係る電気料金相当分を扶助する「夏季加算」を創設すること。

(8) 借家において単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分等について、財政支援措置を講じること。

(9) 生活保護制度において、介護保険適用外のサービス付き高齢者住宅等の施設を居住地特例の対象とすること。

2. 生活困窮者自立支援制度について

(1) 生活困窮者自立支援制度について、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続し、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

(2) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について、十分な財源を確保すること。

3. 生活福祉資金貸付制度の充実・強化を図ること。

4. 民生委員の活動支援等について

(1) 民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境づくりのため、活動費を現状に見合った額とし、負担軽減を図るなど、待遇改善の措置を講じるとともに、民生委員の果たす役割について積極的な啓発活動を行うこと。

また、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できるようにすること。

さらに、民生委員が円滑に活動を行えるよう、個人情報の提供に係る国としての統一した見解を示すこと。

(2) 民生委員の担い手を円滑に確保できるよう、年齢要件を見直すこと。

(3) 民生委員の再任時における推薦調書を省略し、事務の簡素化を図ること。

5. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、請求に係る手続きを簡素化するとともに、事務費に対する財政措置を講じること。
6. 国内民間建立慰靈碑移設等事業費補助金について、第二次世界大戦以外の戦没者慰靈碑及びその周辺設備の改修等を補助の対象とすること。
7. 一人暮らし高齢者等の孤立死等を防止するため、個人情報の取扱いや立入調査の要件緩和に係るガイドラインの作成、早期の安否確認を可能にする法整備等、必要な措置を講じること。
8. 身寄りのない独居死亡人の遺留金等の取扱いについて、国の責任と負担において早急に制度を整備すること。
9. 都市自治体において、ひきこもりへの支援が積極的に実施できるよう、不登校や退学等の情報共有など、行政と学校現場が連携して支援できる体制を整備すること。
10. 隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう十分な財政措置を講じること。
また、共同作業場の老朽化に伴う大規模改修について、「地方改善施設整備費（共同作業場等施設整備費）補助金」の交付対象とすること。
11. 重層的支援体制整備事業または包括的支援体制構築について、都市自治体が実情に応じて効果的に取組を推進できるよう、十分な財政措置を講じること。
12. 婦人相談員の設置に当たって、十分な財政措置を講じること。
13. 新型コロナウイルス感染症関係について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、失業・休業、減収、住居喪失等の厳しい状況に置かれ、生活が困窮し、あるいは生活保護を受ける市民が増加していることから、生活支援や心のケア等の充実強化を図るため、

十分な財政措置を講じること。

また、支援の窓口として重要な役割を担う社会福祉協議会について、体制強化や活動の充実に必要な支援策を講じること。

(2) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により申請者が増加し、都市自治体の財政負担が大きくなっていることから、十分な財政措置を講じること。

なお、住居確保給付金については、同感染症が収束し、雇用状況が改善されるまでの間、受給期間を延長すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、民生委員が安心して活動を行うために必要な感染防止対策に係る支援を行うこと。